

## 三島市新規最終処分場候補地選定に係る質問に対する回答（Q & A）

加茂町内会様より、令和 2 年 12 月 24 日にいただきました新規最終処分場候補地選定に係る御質問に対しまして、三島市として回答いたしましたので、その内容について皆様にお知らせいたします。

### ○お問い合わせ先

三島市環境市民部廃棄物対策課

ごみ処理施設整備推進室

電 話：055-971-8993

F A X：055-971-8994

E メール：[haitai@city.mishima.shizuoka.jp](mailto:haitai@city.mishima.shizuoka.jp)

## 目 次

### 1 加茂地域への迷惑施設の集中について . . . . . P 5

- Q 1 今回の候補地の選定に当たり、加茂町内会からの長年にわたる問題提起等に関してどのような検討が行われたのか。検討が行われていなかったとしたら行政の継続性についてどのように考えるのか。
- Q 2 加茂地域の住民の皆様には、十分ご理解をいただけるよう、引き続き、ご説明に努めてまいりますの具体的内容。
- Q 3 ごみ焼却処理施設の建て替えについて、現時点で建替計画の策定スケジュールや工程表はどのようにになっているのか。

### 2 候補地が土石流危険渓流エリアにあることについて . . . . . P 7

- Q 4 候補地が土石流危険渓流エリアにあることによる災害発生の危険性について一般的にはどのように考えられ、賀茂之洞地区については具体的にどのように考えているのか。土砂災害の専門家は、どのように評価しているのか。
- Q 5 選定委員会委員には土砂災害に関する専門知識を有する者がいたのか。
- Q 6 候補地選定に際しては、土石流危険渓流エリアがあることで徳倉地区と比べて安全性や経済性で評価点が低くなると思われるが、今回は全く評価に反映していないのか。評価に反映していないとしたらその理由はどのようなものか。

### 3 現最終処分場の安全性について . . . . . P 8

- Q 7 現最終処分場は今も遮水シートがない部分があるのか。ダイオキシンの基準値を超える有害物質が埋め立てられたままになっているのか。その場合は、地元住民の健康への影響や跡地利用上の問題はないのか。

Q 8 第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地について、これまで県からどのような指導を受け、それぞれ具体的にどのように対応しているのか。

なお、遮水シート敷設に関する国の技術上の基準は、これまでどのように変遷し、また、市はそれぞれどのように対応しているのか。

Q 9 これまで赤褐色の水の正体について調べたことはあるのか、赤褐色の水の溢水は埋立地と関係があるのではないのか。

Q10 第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地は、それぞれ建設当時及び現在の国の基準に適合しているのか。また、万一に備えたフェイルセーフの考えで国の基準を超える多重の安全対策等をとっていないのか。

Q11 第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地は、それぞれどの程度の震度までの地震に耐えられる設計となっているのか。南海トラフ巨大地震に耐えられる設計となっているのか。

Q12 集中豪雨等により短時間に記録的大雨が降った場合、雨水が埋立地や浸出水処理施設から溢れてしまうおそれはないか。

Q13 焼却灰等からのダイオキシン類や重金属類の飛散防止対策として灰溶融処理施設等はないのか。

Q14 浸出水や地下水等のモニタリングとして、電気伝導度の常時監視や監視池の設置による常時モニタリング等を行っているのか。

Q15 周辺地域の生活環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事故等は発生していないのか。また、事故が発生した場合は情報が公開されることになっているのか。

#### 4 新規最終処分場の安全性について . . . . . P13

Q16 どのような防災施設の検討が考えられるのか。

Q17 南海トラフ巨大地震にも耐えられる構造とするのか。

Q18 遮水工の安全対策として、漏水検知設備（システム）の検討以外にどのような先進事例や最新技術の導入等を検討しているのか。

Q19 施設の構造等のあるべき姿を市としてどのように考えているのか。基本方針としてフェイルセーフ等の考えはあるのか。

Q20 最終処分場の形式について、地域住民の安全安心を第一に考え、市の判断でクローズ型に決定するつもりはないのか。

## 5 住民意見等への対応について・・・・・・・・・・・・・・・・ P14

Q21 現在行っている地質調査及び生活環境影響調査の結果が出た際には、地域住民にも速やかに情報を開示する予定はないのか。

Q22 地域住民とは、基本計画素案の検討の早い段階から意見交換を行い、素案の内容に地域住民の意見を反映させるつもりはないのか。

## 1 加茂地域への迷惑施設の集中について

**Q 1** 今回の候補地の選定に当たり、加茂町内会からの長年にわたる問題提起等に関してどのような検討が行われたのか。検討が行われていなかったとしたら行政の継続性についてどのように考えるのか。

**A 1** 新規最終処分場候補地の選定を行うにあたり、廃棄物対策課から三島市新規最終処分場候補地選定委員会に提出しました三島市新規最終処分場候補地選定資料の中で、賀茂之洞地区の候補地は、最終処分場第 1 埋立地から第 3 埋立地までの 3 カ所の最終処分場に隣接していることを報告しております。

また、三島市最終処分場用地検討会及び三島市新規最終処分場候補地選定委員会の委員が候補地の現地確認を行っておりますので、賀茂之洞地区に廃棄物処理施設や斎場といった施設があることは、承知しているところでございます。

加茂町内会様からの長年にわたる問題提起に対する検討でございますが、各事業の引き継ぎ方法といたしましては、職員が配置換等の異動を命ぜられた際には、その担任する事務を後任者又は所属長が指定する職員に引き継ぐこととなっており、また、事業に係る書類につきましてもファイリングシステムを導入し、「東駿河湾環状道路に伴う加茂環境協議会について（報告）」の文書につきましても、永年保存文書としております。

しかしながら、昨年度に行いました三島市新規最終処分場候補地選定委員会におきましては、当該文書の具体的な発言内容までは把握していない部分もあったことから、検討を行うことはできませんでしたが、後日、三島市廃棄物対策課職員におきまして、当該文書にこの件に関する受け止め方の記載があることをファイリング上の文書にて確認いたしました。

行政の継続性といたしましては、加茂町内会様との信頼関係を構築していくため、重要な事業の案件、特に町内会様や住民の皆様に関する過去の経過等を、職員が異動した場合の事務引継書に事務経過の書類を添付するとともに、事業内容の説明を併せて行い、後任となる担当者に代々引き継いでいくことで、地域住民の皆様との信頼関係に支障が生じないよう努めてまいります。

**Q 2 加茂地域の住民の皆様には、十分ご理解をいただけるよう、引き続き、ご説明に努めてまいりますの具体的内容。**

**A 2** 加茂地域の住民の皆様には、十分御理解をいただくための御説明につきましては、まず、令和 3 年 4 月頃に地質調査の結果を加茂町内会様へ情報提供させていただき、町内会の皆様へ回覧していただくことを予定しております。

次に、令和 4 年 3 月までに新規最終処分場基本計画を策定いたしますが、新規最終処分場基本計画の素案ができますのは、令和 3 年 11 月頃を予定しておりますので、造成設計や主たる施設の検討が概ね進んだ令和 3 年 9 月頃、加茂町内会様に情報提供させていただき、町内会の皆様から御意見をお伺いする機会を設けてまいります。

その後、令和 3 年 12 月頃に加茂町内会の皆様に住民説明会を開催させていただき、新たな最終処分場の配置や基本構造につきまして御説明させていただくとともに、パブリック・コメントも併せて実施し、加茂町内会の皆様から御意見をお伺いしたいと考えております。

また、生活環境影響調査につきましては、令和 4 年 3 月頃に三島市廃棄物対策課にて、調査結果を記載した書類を市民の皆様が自由に見ることができるよう備え、御意見をお伺いする予定でございます。

現在のごみ処理施設に対する御質問につきましては、引き続き、丁寧な対応に努めるとともに、新たな最終処分場の安全性等につきましても御説明させていただき、住民の皆様と意見交換を重ね、御理解をいただきながら事業を進めていきたいと考えております。

なお、今後のスケジュールにつきましては、別紙 1「新規最終処分場スケジュール（予定）」のとおりでございます。

**Q 3 ごみ焼却処理施設の建て替えについて、現時点で建替計画の策定スケジュールや工程表はどのようなになっているのか。**

**A 3** ごみ焼却処理施設の建て替えについてでございますが、現在のごみ焼却処理施設は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 カ年を掛けて基幹的設備整備工事を実施し、施設の処理能力を回復させて延命化を図っており、令和 17 年度まで現施設を大切に使用していく考えでおります。

なお、延命化工事は、基幹的設備というごみ焼却処理施設の重要な部分の延命化を実施しただけであり、その他の機器などの経年劣化が考えられますので、再度の延命化は難しく、将来的には新たなごみ焼却処理

施設の建設が必要であると考えております。

その新たなごみ焼却処理施設の建設にあたりましては、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を目指し、静岡県を交える中で、廃棄物処理の広域連携体制を構築する可能性がある近隣市町との調整を今年度から始めたところであり、建替計画のスケジュール、候補地の決定時期及び選定方法等につきましては、今後、決定してまいります。

なお、候補地の選定にあたりましては、透明性や負担の公平性を確保するとともに、多くの市民の皆様様に廃棄物処理に関心を持っていただく中で、市民の皆様と行政との協働により進めてまいります。また、他の自治体で採用している、既にごみ処理施設が設置されている地域の評価方法やローテーション制などを調査研究し、負担の公平性を考慮した候補地選定方法の採用について検討するとともに、関係市町と協議してまいります。

## 2 候補地が土石流危険溪流エリアにあることについて

**Q 4** 候補地が土石流危険溪流エリアにあることによる災害発生の危険性について一般的にはどのように考えられ、賀茂之洞地区については具体的にどのように考えているのか。土砂災害の専門家は、どのように評価しているのか。

**A 4** 土石流危険溪流エリアにおきましては、土石流が発生した場合に人家などが被害を受ける危険があり、土石流が発生する恐れがあると認められた川や沢に対して、静岡県がその影響を受けると想定されるエリアを設定しております。

今回の最終処分場建設候補地は、この土石流危険溪流エリアに指定されていることは承知しておりますが、土石流危険溪流エリアにおける開発に係る法的な制限は特になく、今後、災害発生の危険性について静岡県と協議を行い、対策等の必要な措置を検討してまいります。

なお、土砂災害の専門家からは、賀茂之洞地区に関しまして、土石流危険溪流エリアに最終処分場を建設した場合、土石流が発生する可能性があるエリアに廃棄物を埋め立てる埋立地（ポケット部分）を造成することで、土石流が流れ出すリスクが減るとともに、万が一、上流側で土石流が発生した場合には、造成した埋立地（ポケット部分）に土石流が流入することにより、土石流が下流に流れ出すリスクを減らすことが考えられるとの評価をいただいております。

**Q 5 選定委員会委員には土砂災害に関する専門知識を有する者がいたのか。**

**A 5** 三島市新規最終処分場候補地選定委員会の委員の中に、土砂災害に関する専門家はおりませんでした。座長の土居洋一氏は、公益社団法人土木学会及び公益社団法人地盤工学会に所属しております。

公益社団法人土木学会は、土木工学の進歩及び土木事業の発達並びに土木技術者の資質向上を図り、もって学術文化の進展と社会の発展に寄与することを目指し、様々な活動を展開している工学系団体でございます。

また、公益社団法人地盤工学会は、地盤の性質に重点を置き、堅固な施設を構築するため、斜面の安定性を図ることや、地下水環境の評価等をするための地盤に関する知識があり、地盤工学を担う専門家の集団でございます。

**Q 6 候補地選定に際しては、土石流危険渓流エリアがあることで徳倉地区と比べて安全性や経済性で評価点が低くなると思われるが、今回は全く評価に反映していないのか。評価に反映していないとしたらその理由はどのようなものか。**

**A 6** 新規最終処分場候補地の選定に際しまして、賀茂之洞地区が土石流危険渓流エリアにあることに関する、徳倉地区との直接的な比較評価は行っておりませんが、三島市新規最終処分場候補地選定報告書の中で、賀茂之洞地区は斜面に崩壊の痕跡がやや多いため、地山表面が不安定な可能性があるとして評価されております。

### **3 現最終処分場の安全性について**

**Q 7 現最終処分場は今も遮水シートがない部分があるのか。ダイオキシンの基準値を超える有害物質が埋め立てられたままになっているのか。その場合は、地元住民の健康への影響や跡地利用上の問題はないのか。**

**A 7** 遮水シートのない部分についてでございますが、最終処分場第1埋立地につきましては、建設当時の設計基準に遮水シートの敷設が義務付けられていなかったため、遮水工として底部に粘土層を敷設し、拡張部の一部に遮水シートを敷設しております。第2埋立地及び第3埋立地には、遮水シートがない部分はありません。

また、ダイオキシン類が含まれる有害物質の埋立状況でございますが、伊豆縦貫道の建設時に支障があった箇所埋立物につきましては、掘削し、ダイオキシン類の除去処理後に外部搬出をしておりますが、それ以外の箇所につきましては、現在もそのまま埋め立てられております。

それに伴う地元住民の皆様に対する健康への影響及び跡地利用上の問題はないのかにつきましては、月に一度、4カ所の観測井戸におきまして地下水等のモニタリングを実施しており、水質に異常がないことを確認しております。

また、ダイオキシン類につきましても、清掃センター周辺の大気中のダイオキシン類の測定を年2回、浸出水処理施設の処理水及び観測井戸4カ所の地下水を年1回測定し、安全であることを確認しております。

今後も、定期的に測定を行い、周辺環境に影響を及ぼさないよう監視を続けるとともに、従前から実施しております町内会様への測定結果の報告を継続してまいります。

**Q 8 第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地について、これまで県からどのような指導を受け、それぞれ具体的にどのように対応しているのか。**

**なお、遮水シート敷設に関する国の技術上の基準は、これまでどのように変更し、また、市はそれぞれどのように対応しているのか。**

**A 8** 埋立地に対する県からの指導及び対応についてでございますが、第1埋立地につきましては、平成2年12月10日に当時の静岡県沼津保健所環境衛生課による立入検査が実施され、平成3年1月29日に埋立物の過剰搬入についての改善指導を受けております。三島市では、これを真摯に受け止め、遮水シートを設置するなどの対策を実施いたしました。

第2埋立地及び第3埋立地につきましては、過去の書類等を調査いたしましたが、県からの指導は確認できませんでした。

また、遮水シート敷設についての技術上の基準の変遷についてでございますが、昭和45年に廃棄物処理法が制定されましたが、この当時は、まだ、遮水シートの敷設に関する具体的な基準はなく、必要に応じて遮水工を設置しなければならないとされておりました。その後、平成10年6月に「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」が改正され、遮水シートの敷設を含む二重の遮水構造が義務付けられております。

市の対応といたしましては、全ての埋立地が、二重遮水構造の義務付け以前に建設されているため、当時の基準に従い、第1埋立地は底部に

粘土層を敷設し、拡張部の一部に遮水シートを敷設、第 2 埋立地及び第 3 埋立地は単層の遮水シートを敷設しております。

なお、平成 10 年 6 月に遮水工の要件の強化が示されたことに伴い、遮水シートが露出している第 3 埋立地の法面部分に対し、太陽光などから遮水シートを保護するため、遮光性のある不織布による遮水シート保護マットを敷設しております。

**Q 9 これまで赤褐色の水の正体について調べたことはあるのか、赤褐色の水の溢水は埋立地と関係があるのではないのか。**

**A 9** 赤褐色の水についてでございますが、令和 3 年 1 月 7 日に三島市環境政策課が水質分析を実施しております。

浸出水処理施設の原水と市道祇園原線沿線（加茂 18-1 前付近）の道路脇からの赤褐色の水を分析した結果、各々の含有物が異なっていることが確認できております。

まず、塩化物イオン濃度につきましては、浸出水処理施設の原水が 1,260 mg/l に対し、赤褐色の水は 8.4 mg/l であり、浸出水処理施設の原水の方が、150 倍濃度が高いことが確認できております。

鉄濃度につきましては、浸出水処理施設の原水が 1.8 mg/l に対し、赤褐色の水は 7.6 mg/l であり、赤褐色の水の方が、4 倍以上も濃度が高いことが確認できております。

マンガン濃度につきましては、浸出水処理施設の原水が 0.24 mg/l に対し、赤褐色の水は 3.3 mg/l であり、赤褐色の水の方が、13 倍以上も濃度が高いことが確認できております。

以上のことから、赤褐色の水と埋立地との関係性は、極めて低いと考えております。

なお、分析結果の詳細につきましては、別紙 2「加茂町内会要望書に基づく水質検査結果」のとおりでございます。

**Q 10 第 1 埋立地、第 2 埋立地及び第 3 埋立地は、それぞれ建設当時及び現在の国の基準に適合しているのか。また、万が一に備えたフェイルセーフの考えで国の基準を超える多重の安全対策等をとっていないのか。**

**A 10** まず、建設当時の基準への適合につきましては、各埋立地全てにおきまして、建設当時の基準に従って建設しております。

また、現在の基準への適合及び基準を超える多重の安全対策等につき

ましては、当時の法令に沿った基準で建設しておりますので、その基準を超える多重の安全対策等は行っておりません。

しかしながら、万が一、大地震の発生などにより埋立地が被災した場合には、地域住民の皆様の安全を最優先に考え、安全を確保した後、早急に復旧等の対応を実施いたします。

**Q11 第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地は、それぞれの程度の震度までの地震に耐えられる設計となっているのか。南海トラフ巨大地震に耐えられる設計となっているのか。**

**A11** 第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地の耐震性は、各建設時の設計基準に基づき建設されておりますが、各建設時の設計基準には、震度や具体的な大地震に耐えられるという文言が無いため、南海トラフ巨大地震に耐えられる設計になっているかにつきましては、確認をすることが困難でございます。

なお、万が一、震度5以上の地震が発生した際には、最終処分場施設点検表により、まず、技術管理者が目視による点検で異常が無いことを確認した上で、廃棄物対策課長が再度確認した後に処理を再開することとしております。

**Q12 集中豪雨等により短時間に記録的大雨が降った場合、雨水が埋立地や浸出水処理施設から溢れてしまうおそれはないか。**

**A12** 第1埋立地、第2埋立地及び第3埋立地に降った雨水は、浸出水処理施設に送られますが、浸出水処理施設の処理能力は120 m<sup>3</sup>/日(5 m<sup>3</sup>/h)であり、処理能力を超える降雨があった場合には、浸出水処理施設の貯留槽が溢れてしまわないよう、各埋立地内に雨水を一時的に貯留し、浸出水処理施設の処理状況を確認しながら、浸出水処理施設へ送る水量を調整し、雨水が埋立地や浸出水処理施設から溢れてしまわないよう対応しております。

具体的には、既に埋立が終了している第1埋立地及び第2埋立地の浸出水を第3埋立地内に集め、その後、第3埋立地から浸出水処理施設へ送る水量を自動的に調整しております。

**Q13 焼却灰等からのダイオキシン類や重金属類の飛散防止対策として灰溶融処理施設等はないのか。**

**A13** 三島市のごみ焼却処理施設におきましては、灰溶融処理施設は設置しておりません。

灰溶融処理施設を設置していない理由ですが、三島市のごみ焼却処理施設を建設した平成元年以前は、灰溶融処理の技術が不安定であり、採用実績も少なかったことから、設置しておりません。また、建設や維持管理等に多額の費用が必要となることから、追加設置もしておりません。

なお、ダイオキシン類や重金属類の飛散防止対策といたしましては、焼却灰をセメントで固めて固化灰とすることで、ダイオキシン類等が周辺に飛散しない状態に処理した後、最終処分場に埋め立てております。

**Q14 浸出水や地下水等のモニタリングとして、電気伝導度の常時監視や監視池の設置による常時モニタリング等を行っているのか。**

**A14** 浸出水や地下水等のモニタリングにつきましては、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第10号のロ及びハの規定による測定方法に則り、月に一度、浸出水及び地下水の水質測定を実施し、測定結果を市ホームページに掲載しております。

また、電気伝導率につきましても同時に測定し、測定結果を市ホームページに「各井戸における電気伝導率及び塩化物イオン測定結果、水質分析結果」として掲載しております。

なお、常時監視や監視池の設置につきましては、新規最終処分場を建設する際には、魚類等が生息する様子を常時確認でき、視覚で安全性を確認する監視池の設置による常時モニタリング等を行うことを検討してまいります。

**Q15 周辺地域の生活環境に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある事故等は発生していないのか。また、事故が発生した場合は情報が公開されることになっているのか。**

**A15** 周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れがある事故等につきましては、前回回答いたしました事故以外は、発生しておりません。

なお、万が一、周辺地域の生活環境に影響を及ぼす恐れがある事故が

発生した場合には、周辺自治会様へ報告するとともに、市ホームページ等におきまして公表してまいります。

#### 4 新規最終処分場の安全性について

##### Q16 どのような防災施設の検討が考えられるのか。

A16 土石流を防ぐための防災施設といたしまして、砂防ダムなどが考えられますが、埋立地の構造等によって必要となる施設が異なってくると考えられますので、新規最終処分場基本計画を策定する中で、設置が必要な施設を検討してまいります。

##### Q17 南海トラフ巨大地震にも耐えられる構造とするのか。

A17 平成25年6月に静岡県が公表した「第4次地震被害想定」で想定された、南海トラフ巨大地震における加茂地域の震度予測結果は震度6とされておりますが、それを上回る震度7の大規模地震が発生した場合でも、構造計算上耐えられる耐震構造を検討してまいります。

##### Q18 遮水工の安全対策として、漏水検知設備（システム）の検討以外にどのような先進事例や最新技術の導入等を検討しているのか。

A18 新規最終処分場基本計画及び新規最終処分場実施設計を策定する中で、先進事例や最新技術の調査研究を進め、安全性が確保できる多重遮水構造の設置を検討してまいります。

また、多重遮水構造の模式図につきましては、新規最終処分場基本計画の中でお示しをしたいと考えております。

なお、参考までに、現在他市町で採用されております多重遮水構造につきましては、別紙3「多重遮水構造の例」のとおりでございます。

##### Q19 施設の構造等のあるべき姿を市としてどのように考えているのか。基本方針としてフェイルセーフ等の考えはあるのか。

A19 施設の構造等につきましては、周辺環境に影響を及ぼさない安全な施設であるべきと考えます。

具体的には、新規最終処分場基本計画を策定する中で、施設の機能を

整理、検討し、決定すべき事項を明確にした上で、生活環境、水環境、長期安定性等に留意するとともに、最新技術の動向も注視し、フェイルセーフ等の考えを取り入れていく必要があると考えます。

**Q20 最終処分場の形式について、地域住民の安全安心を第一に考え、市の判断でクローズ型に決定するつもりはないのか。**

**A20** 最終処分場の型式につきましては、今年度から来年度にかけて策定いたします新規最終処分場基本計画におきまして、被覆型埋立地（クローズド型）とオープン型埋立地の比較検討を行い、決定していく予定でございます。

クローズド型とオープン型を比較する際、まず、クローズド型の貯留構造、屋根形式、屋根構造を検討し、その後、配置条件、施工性、経済性の観点から総合的に判断し、クローズド型の概要を決定いたします。

クローズド型の概要を決定した後、環境、施設計画、建設費、維持管理費等の観点からオープン型との比較検討を行ってまいります。

なお、新規最終処分場基本計画の素案ができましたら、住民説明会及びパブリック・コメントを実施させていただく中で、最終処分場の形式につきましても、市民の皆様のお意見を伺いする予定でございます。

## 5 住民意見等への対応について

**Q21 現在行っている地質調査及び生活環境影響調査の結果が出た際には、地域住民にも速やかに情報を開示する予定はないのか。**

**A21** 地質調査の結果につきましては、令和3年3月頃に地層区分及び地層の確認等の地質調査結果がまとまる予定であるため、令和3年4月頃に加茂町内会様へ情報提供させていただき、町内会の皆様へ回覧していただくことを予定しております。

また、生活環境影響調査につきましては、新たな最終処分場を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響を予め調査するものでございますが、その調査結果を記載した書類を、「三島市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」に基づき、令和4年3月頃に三島市廃棄物対策課にて市民の皆様が自由に見ることができるよう備え、御意見を伺いする予定でございます。

**Q22** 地域住民とは、基本計画素案の検討の早い段階から意見交換を行い、素案の内容に地域住民の意見を反映させるつもりはないのか。

**A22** 基本計画素案の検討の段階から意見交換を行わせていただくため、造成設計や主たる施設の検討が概ね進んだ令和3年9月頃に加茂町内会様へ情報提供させていただき、町内会の皆様から御意見をお伺いする機会を設けてまいります。

## 新規最終処分場スケジュール（予定）

日程	内容
令和3年3月頃	地質調査結果作成
令和3年4月頃	地質調査結果を加茂町内会様へ報告
令和3年9月頃	新規最終処分場基本計画の素案ができる前の段階において加茂町内会様へ事前連絡を行い、造成設計や主たる施設について、加茂町内会様から御意見をお伺いする。
令和3年11月頃	新規最終処分場基本計画素案作成
令和3年12月頃	新規最終処分場基本計画（案）住民説明会
	新規最終処分場基本計画（案）パブリック・コメント
令和4年3月頃	三島市廃棄物対策課にて生活環境影響調査結果を市民の皆様が自由に見ることができるよう備える。
	新規最終処分場基本計画策定

## 別紙 2

### 加茂町内会公開質問状に基づく水質検査結果

- 1 試料採取日 令和3年1月7日（木） 天候：晴
- 2 検査日 令和3年1月7日 ～ 1月12日
- 3 採取場所 (1) 三島市清掃センター浸出水処理施設  
(2) 市道祇園原線沿線（加茂18-1前付近）
- 4 検査方法 JIS K-0102 工場排水試験方法
- 5 検査結果 次表のとおり
- 6 検査機関 三島市環境政策課分析室

項目	単位	測定値	
		浸出水処理施設	市道祇園原線
		原水	溢水
PH	—	7.8	6.8
BOD	mg/L	7.6	3.3
COD	mg/L	20.1	10.4
SS	mg/L	8.3	4.7
塩化物イオン	mg/L	1,260	8.4
銅	mg/L	0.003	<0.001
亜鉛	mg/L	<0.01	<0.01
鉄	mg/L	1.8	7.6
マンガン	mg/L	0.24	3.3
クロム	mg/L	0.002	0.002
カドミウム	mg/L	0.0008	<0.0002
鉛	mg/L	0.0057	0.0068
六価クロム	mg/L	<0.04	<0.04
ニッケル	mg/L	<0.002	<0.002

## 多重遮水構造の例

産業廃棄物最終処分場 エコフロンティアかさま  
一般財団法人 茨城県環境保全事業団 ホームページ掲載のカタログより

### 1 表面しゃ水工

- しゃ水工は多重構造とし、安全性を高めています。  
(赤字で示した部分が、国の基準以上に安全性を高めたものです)
- 万が一、しゃ水シートに破損が生じても、検知システムが設置しており、破損位置の特定と修復が可能です。

